第２章６(1)③の次に次のように加える。

④　認定基本計画の期間終了後も効果を持続していくことが重要であることから、市町村は、目標の達成状況に関する評価指標に基づく評価を行い、ＰＤＣＡサイクルを継続することが望ましい。

第２章６(2)③中「(1)②」の下に「③⑥」を、「実施するに当たり、」の下に「定期的に情報共有等を図るための関係府省庁連絡会議を開催する場合等において、」を加える。

第７章見出し中「、中心市街地特例通訳案内士育成等事業」を削る。

第７章２中「中心市街地特例通訳案内士育成等事業、⑤」を削る。

第７章２(1)③中「記載する」を「記載するものとする」に改める。

第７章２(2)③中「記載することとする」を「それぞれ記載するものとする」に改める。

第７章２(3)③中「記載する」を「それぞれ記載するものとする」に改める。

第７章２(5)①ｃ）中「場合は」を「場合に」に改める。

第７章２(5)②ａ）中「認定中心市街地及び」を「認定中心市街地又は」に改める。

第７章２(5)②ｂ）中「地域住民が」を「地域住民等が」に改める。

第７章２(5)③中「道路管理者・公安委員会」を「道路管理者、公安委員会」に改める。

第７章２(4)を削り、(5)を(4)とする。

第８章１(2)①ｂ）中「ＢＲＴ」を「BRT」に改める。

第８章２(1)②ａ）中「(情報交流施設等)、又は」を「(情報交流施設等)又は」に改める。

第８章２(1)③及び(2)③中「期間内」を「計画期間内」に改める。

第８章２(5)見出し中「協議会における協議」を「特定民間中心市街地活性化事業や特定民間中心市街地経済活力向上事業として行う特定事業に係る協議会における協議」に改める。

第11章１中「地元住民や自治体」を「地域住民や市町村」に改める。

第11章３(1)見出し中「地元住民」を「地域住民」に改める。

第11章３(4)中「特定民間中心市街地経済活力向上事業が」を「特定民間中心市街地経済活力向上事業は」に改める。

第12章２中「策定すれば」を削り、「立地適正化計画」の下に「が策定されている場合は、当該計画」を加える。

登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成三十年四月二十三日　国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　大分県立海洋科学高等学校

(二)　代表者の氏名

（変更前）木戸　孝明

（変更後）堀江　健

(三)　変更年月日　平成二十九年四月一日

二(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　株式会社日本船舶職員養成協会西日本

(二)　登録海技免許講習事務を行う事務所の名称及び所在地

（変更前）

(イ)　株式会社日本船舶職員養成協会西日本

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二―一

(ロ)　株式会社日本船舶職員養成協会西日本　長崎事務所

長崎県長崎市中町一―二十五　ＭＪＭ中町ビル二階

(ハ)　株式会社日本船舶職員養成協会西日本　九州海技学院

熊本県宇城市三角町三角浦一一九三

(ニ)　株式会社日本船舶職員養成協会西日本　中国事務所

広島県広島市中区本通六―十一　明治安田生命広島本通ビル七階

(ホ)　株式会社日本船舶職員養成協会西日本　沖縄事務所

沖縄県那覇市泊三―一―八　ＪＥＩＳ沖縄ビル一階

（変更後）

(イ)　株式会社日本船舶職員養成協会西日本

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二―一

(ロ)　株式会社日本船舶職員養成協会西日本　長崎事務所

長崎県長崎市中町一―二十五　ＭＪＭ中町ビル二階

(ハ)　株式会社日本船舶職員養成協会西日本　九州海技学院

熊本県宇城市三角町三角浦一一九三

(ニ)　株式会社日本船舶職員養成協会西日本　中国事務所

広島県広島市中区本通六―十一　明治安田生命広島本通ビル七階

(ホ)　株式会社日本船舶職員養成協会西日本　沖縄事務所

沖縄県那覇市泊三―一―八　ＪＥＩＳ沖縄ビル一階

(ヘ)　株式会社日本船舶職員養成協会西日本　関西事務所

兵庫県西宮市西宮浜一丁目四十六番地

(三)　変更年月日　平成三十年四月一日

二(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　愛媛県立宇和島水産高等学校

(二)　登録海技免許講習の種類

変更前	変更後
レーダ観測者講習	レーダ観測者講習
救命講習	レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ講習
消火講習	救命講習
航海英語講習	消火講習
機関英語講習	航海英語講習
上級航海英語講習	機関英語講習
上級機関英語講習	上級航海英語講習
	上級機関英語講習

(三)　変更年月日　平成三十年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成三十年四月二十三日　国土交通大臣　石井　啓一

(一)　登録船舶職員養成実施機関の名称　大分県立海洋科学高等学校

(二)　代表者の氏名

（変更前）木戸　孝明

（変更後）堀江　健

(三)　変更年月日　平成二十九年四月一日